

社会医療法人仁愛会浦添総合病院移転新築工事
施工一括発注公募型一般競争入札総合評価方式（標準型）実施要領
（2020年12月18日告示）

1. 趣旨

社会医療法人仁愛会浦添総合病院新病院整備工事については、運営方針なども十分に組み入れながら、経済性と耐久性に富む機能的な新病院の実現のため、施工者の知識・技術・ノウハウ等を最大限に発揮しコスト縮減も期待できる総合評価方式（標準型）を実施する。本件の実施にあたり詳細な事項について本要領に定めるものとする。

2. 工事概要

- (1) 工 事 名 社会医療法人仁愛会浦添総合病院移転新築工事
- (2) 工 事 場 所 沖縄県浦添市前田1丁目1番地 外
- (3) 工 事 期 間 2021年3月23日～2023年6月30日（予定）※提案に基づき決定する。
- (4) 総事業費予算 約25,000,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 工 事 規 模 病院棟34,720㎡、設備棟796㎡、その他（医ガス棟、附属棟、車庫棟、自走式駐車場など）に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事及び関連工事

3. 担当部署

窓 口 社会医療法人仁愛会新病院建設推進プロジェクト室
住 所 〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖四丁目16番1号
電 話 098-878-0231
担 当 者 垣花、佐竹
e-mail shinbyouinproject@jin-aikai.xsrv.jp

4. 参加資格要件

(1) 基本要件

参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は単独企業又は自主的に結成された施工共同企業体（以下「企業体」という。）によるものとし、企業体による参加の場合、主に施工業務を行う者が代表構成員となるものとする。また、2以上の参加者（企業体の構成員を含む。）を同時に兼ねることができない。参加希望者は告示の日から契約締結日までにおいて次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(2) 共通要件

参加希望者においては以下に掲げる共通要件を全て満たすこと。企業体の場合は全ての構成員を対象とする。

ア 告示日現在、沖縄県において令和2年度工事等入札参加資格者に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。

エ 国、沖縄県、浦添市から指名停止措置を受けていないこと。

オ 浦添市暴力団排除条例の規定に基づく、暴力団及び暴力団員に該当しないこと。

カ 参加希望者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者の全てが企業体の代表構成員以外の構成員である場合及び同一の企業体に属する場合を除く。）

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第

86号) 第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。) 又は子会社の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。) 又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ①会社法第2条第4に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし(a)については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ①一方の会社の役員が他方の会社役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(c) その他の関係

上記(a)又は(b)と同視し得る資本関係、人的関係があると認められる場合

キ 消費税及び地方消費税その他納税の義務を怠っていないこと。

ク 施工業務については、単独又は企業体の代表構成員が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可を有すること。

ケ 施工業務については、単独又は企業体の代表構成員が建設業法第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査(参加表明書の提出日において有効なもの(審査基準日から1年以内)に限る。)の建築一式工事の総合評定値(P)が1,200点以上の者。

コ 企業体において施工業務に代表構成員以外の構成員を加える場合は、沖縄県に本社を置き、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査(参加表明書の提出日において有効なもの(審査基準日から1年以内)に限る。)の土木一式工事の総合評定値(P)が1,000点以上若しくは、建築一式工事の総合評定値(P)が900点以上の者。

サ 施工業務については、単独又は企業体の構成員のいずれかが日本国内において過去15年間(2005年4月1日以降)に竣工した病院であって、一般病床数100床以上の病院の新築に係る施工実績及び延べ床面積10,000㎡以上の新築建築物(基礎免震構造)の施工実績を有すること。

シ (3)に掲げる施工者の要件に挙げた技術者を必要人数配置すること。また、建設業法の定めるところにより専任で配置すること。

(3) 施工者の要件

「施工業務」を行う者は参加表明書提出日において以下に掲げる各要件を全て満たすこと。

ア 現場代理人は参加希望者と6ヶ月以上の雇用関係がある者を配置すること。

イ 監理技術者は以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

- (a) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
- (b) 監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (c) 過去5年以内に監理技術者講習を修了していること。
- (d) 日本国内において過去15年間(2005年4月1日以降)に竣工した延べ床面積10,000㎡以上の新築建築物(基礎免震構造)の施工実績を有すること。

ウ 電気設備担当技術者は一級電気施工管理技士以上の資格を有する者を配置すること。

エ 機械設備担当技術者は一級管工事施工管理技士以上の資格を有する者を配置すること。

オ 企業体の場合、配置予定技術者の所属は構成員のいずれかを問わない。

※記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合においては、当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとし、当法人が必要と認める書類を提出しなければならない。また、他の業務を受注したことを理由として配置予定技術者を変更することは認めない。

※上記に違反した場合は優先交渉権者の決定を取消し、契約締結の保留又は契約解除等の措置

をとるものとする。

5. スケジュール

審査に要する関係書類等の交付開始（告示日）	2020年12月18日（金）
参加表明書に関する質問書提出期限	2020年12月23日（水）
参加表明書に関する質問への回答期限	2020年12月25日（金）
参加表明書の受付開始	2021年1月4日（月）
参加表明書の提出期限	2021年1月8日（金）
参加資格審査結果の通知・設計図書、様式8配布	（受付に応じて順次配布）
T V会議による概要説明	2021年1月8日（金） 予定
技術提案書等に関する質問書の提出期限	2021年2月3日（水）
技術提案書等に関する質問への回答期限	2021年2月17日（水）
技術提案書等の提出期限	2021年3月5日（金）
審査及び優先交渉権者の特定	2021年3月12日（金） 予定
契約の締結	2021年3月22日（月） 予定

6. 提出書類

(1) 参加表明書（様式 1-1 単独用、様式 1-2 企業体用）

(2) 施工共同企業体届出書（様式 2）（企業体のみ）

(3) 資格審査申請書（様式 3）

※申請書には次のア～キの書類を添付すること（企業体の場合は全ての構成員について提出）

ア 建設業許可証明書

イ 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書

ウ 税金の未納（滞納）がない証明（国、県、市町村の全てについて）

エ 印鑑登録証明書

オ 登記事項全部証明書

カ 財務諸表（直近の決算含む三年分、完工高が確認できるもの）

キ 企業概要が分かるパンフレット等（実績がわかる資料）

(4) 施工業務の実績（様式 4）

※施工業務の実績については、契約書の写し、病院の一般病床が 100 床以上あることの確認ができるパンフレット等、また免震建物については延べ床面積 10,000 m²以上の明示がある資料を添付する。なお、配置技術者の実績においてこれらの資料で業務実績を判断できない場合はその他の判断できる資料（建築確認申請資料、図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で補完すること。

(5) 施工技術者の配置、資格及び実績（様式 5）

(6) 技術提案書（様式 6-1 単独用、様式 6-2 企業体用）

(7) 誓約書（様式 7）

(8) 事業費内訳書（様式 8）※事業費内訳書は技術提案書とあわせて提出する。

7. 参加表明書に関する質問

参加表明書に関する質問がある場合は質問書（様式9）により提出すること。

- (1) 提出期限 2020年12月23日（水）15時00分まで
- (2) 提出先 社会医療法人仁愛会 新病院建設推進プロジェクト室
- (3) 提出方法 電子メール（エクセルデータとPDFデータ）
- (4) 回答方法 電子メール

8. 参加表明書及び秘密保持契約書等の提出

参加希望者は以下の（3）提出書類を提出すること。

- (1) 受付開始 2021年1月4日（月）9時00分から
- (2) 提出期限 2021年1月8日（金）15時00分まで
- (3) 提出書類 様式1～5、様式11、添付書類（6.提出書類による）：各1部（ただし様式11は2部）
- (4) 提出先 社会医療法人仁愛会 新病院建設推進プロジェクト室
- (5) 提出方法 持参

9. 参加資格審査結果の通知

受け付け、受領書類の査収次第、順次メールにて通知する。なお、本事業の性格上、設計図書の配布は当法人指定の秘密保持契約書（様式11）の締結後とする。

10. 参加表明後の辞退

参加表明書の提出後、参加を取りやめる場合は参加辞退届（任意様式）を提出すること。

- (1) 提出先 社会医療法人仁愛会 新病院建設推進プロジェクト室
- (2) 提出方法 持参

11. 参加者が1者以内である場合の措置

参加者が1者以内の場合は今回の公募を取り止め、募集内容の精査を行い改めて告示するものとする。

12. 技術提案書等に関する質問書の提出

技術提案書等の作成又は提出に関する質問がある場合は質問書（様式10）により提出すること。

- (1) 提出期限 2021年2月3日（水）15時00分まで
- (2) 提出先 社会医療法人仁愛会 新病院建設推進プロジェクト室
- (3) 提出方法 電子メール（エクセルデータとPDFデータ）
- (4) 回答方法 電子メール

13. 技術提案書等の提出

参加者は以下の（2）提出書類を提出すること。

- (1) 提出期限 2021年3月5日（金）17時00分まで
- (2) 提出書類 様式6～8、技術提案書：20部
- (3) 提出先 社会医療法人仁愛会 新病院建設推進プロジェクト室
- (4) 提出方法 持参

14. 技術提案書等の留意事項

(1) 技術提案書の内容について次の課題に対する方針を述べること。

- ① 地域の景観との調和について
- ② 取組方針、取組体制について
- ③ 円滑な工事進捗に係る工程管理について
- ④ 隣接地及び周辺住民等に配慮した対策について
- ⑤ 狭隘な敷地における資材の確保及び施工管理に関する技術提案について
- ⑥ 建物の耐久性確保に係る躯体工事等の品質確保に関する技術提案について
- ⑦ 地域経済・地元企業や地元人材の活用等について
- ⑧ その他の配慮、アピールについて
- ⑨ 価格に対する VE 提案について

(2) 技術提案書の作成要領

- ア 技術提案書は各課題、A4 版 1 枚以内とする。
- イ 余白は上下左右 15mm を限度とする。
- ウ 文字は、MS ゴシック体で 10.5pt 以上とし、ページ縮小処理などを行わない。
- エ 表紙には工事名称を明記する。
- オ 基本的な方針を簡潔に記載する。（イラスト等は制限枚数内であれば入れても可。）
- カ 綴り方は、左端をホッチキス留め
- キ 社会医療法人仁愛会新病院建設プロジェクト委員会用に技術提案書及び添付資料は各 20 部提出する。

(3) 技術提案書等の取扱い

- ア 提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- イ 著作権は原則としてそれぞれの参加者に帰属するが、審査によって採用された技術提案書類等の著作権は当法人に帰属する。
- ウ 提出された技術提案書は非公開とする。
- エ 提出された申請書及び技術提案書は返却しない。
- オ 提出資料は審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- カ 提出された申請書及び技術提案書は、総合評価方式参加資格の確認及び提案内容の評価の目的以外で提出者に無断で使用しない。
- キ 技術提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護された第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は原則として参加者が負う。
- ク 技術提案書の作成等にあたって当法人から受領した資料は当法人の了解なく公表及び使用してはならない。

15. 審査及び優先交渉権者の決定

審査は当法人において設置する社会医療法人仁愛会新病院建設プロジェクト委員会（以下「委員会」という。）にて行う。

(1) 審査方法は以下のとおりとする。

- ア 評価は技術提案と価格提案の総合評価とする。
- イ 技術提案及び価格提案について配点を行う。
- ウ 各委員の合計点の平均点で最終評価を行う。

(2) 優先交渉権者の決定

提出された技術提案書等を評価し、評価値の点数が最も高かった者を当該事業の実施に最も適していると認め優先交渉権者として選定、次に点数の高かった者を次順位者として 1 者選定する。

(3) 結果の通知及び優先交渉権者の公表

結果は技術提案者全員に文書で通知する。

16. 契約の手続き

- (1) 優先交渉権者は選定結果通知の受領後、速やかに事業費積算内訳書の精査、確認を行い当法人の定めた期限までに工事費見積明細書を提出すること。ただし、技術提案時に提出した工事費内訳書の額を超えてはならない。
- (2) 優先交渉権者は契約締結できないことが明らかになった時点で当法人に対して速やかに文書（任意様式）によりその旨を届けること。当法人は優先交渉権者との工事契約ができなくなった場合は次順位者と契約交渉を行うことができる。
- (3) 使用する言語及び通知は日本語及び日本通貨に限る。
- (4) 優先交渉権者の決定後、契約締結までの間に優先交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合には契約を締結しない。
- (5) 本工事の契約を締結した者（以下「契約締結者」という。）は技術提案書の提案事項に基づき責任を持って確実に履行すること。ただし、当法人が本工事に不利益となる技術提案書の提案事項と認めた場合、契約締結者の技術提案書の提案事項について一切拘束を受けないものとする。また、契約締結者の責により技術提案書の提案事項が達成できない場合は当法人と協議の上、同等と認められる方法等で本工事を履行するものとする。

17. 支払い条件

支払方法の詳細は契約時の協議によるものとする。

18. 失格条件

参加希望者が次の条項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加表明書等及び技術提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- (2) この告示に定める手続以外の手法により委員会委員又は担当部署関係者に直接的又は間接的に援助を求めたことが判明した場合。
- (3) 社会的信用を失墜させる行為を行った者。
- (4) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約締結日までの期間において、参加資格がないものと判明した場合。ただし、この場合には当該者に対する参加資格確認通知に失格理由を付して取り消すものとし、この通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に当法人に対して参加資格がないと認めた理由については書面によりこれを求めることができるものとする。

19. 費用負担

本公募に係る費用はすべて提案者の負担とする。

20. その他

本件の実施にあたり下記のこと留意すること。

- (1) 受託者は本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 受託者は本業務の履行に関して知り得た秘密を受託者の役員又は従業員であっても本業務を履行するために知る必要がある者以外の者に漏えい又は開示をしてはならない。
- (3) 意義申立てを行うことは出来ない。